

重要事項説明書

(入園のしおり)

社会福祉法人ゆきわり会

認定こども園SHINJO

1. 園の概要

所 在 地	〒 038-0042 青森市大字新城字平岡 252-4		
電 話 番 号	(TEL) 017-788-0874	(FAX) 017-788-1006	
ホームページアドレス	http://www.shinjou-kids.com		
設 置 者	社会福祉法人 ゆきわり会		
理 事 長	関 良		
園 長	土岐 美穂		
敷 地 面 積	2976.50 m ²	定 員	105 名
園 庭 部 分	730.79 m ²	園舎木造平家建 (駐車場含)	1121.36 m ²
設置年月日	昭和 36 年 10 月 1 日		
改築年月日	2019 年 3 月 20 日		

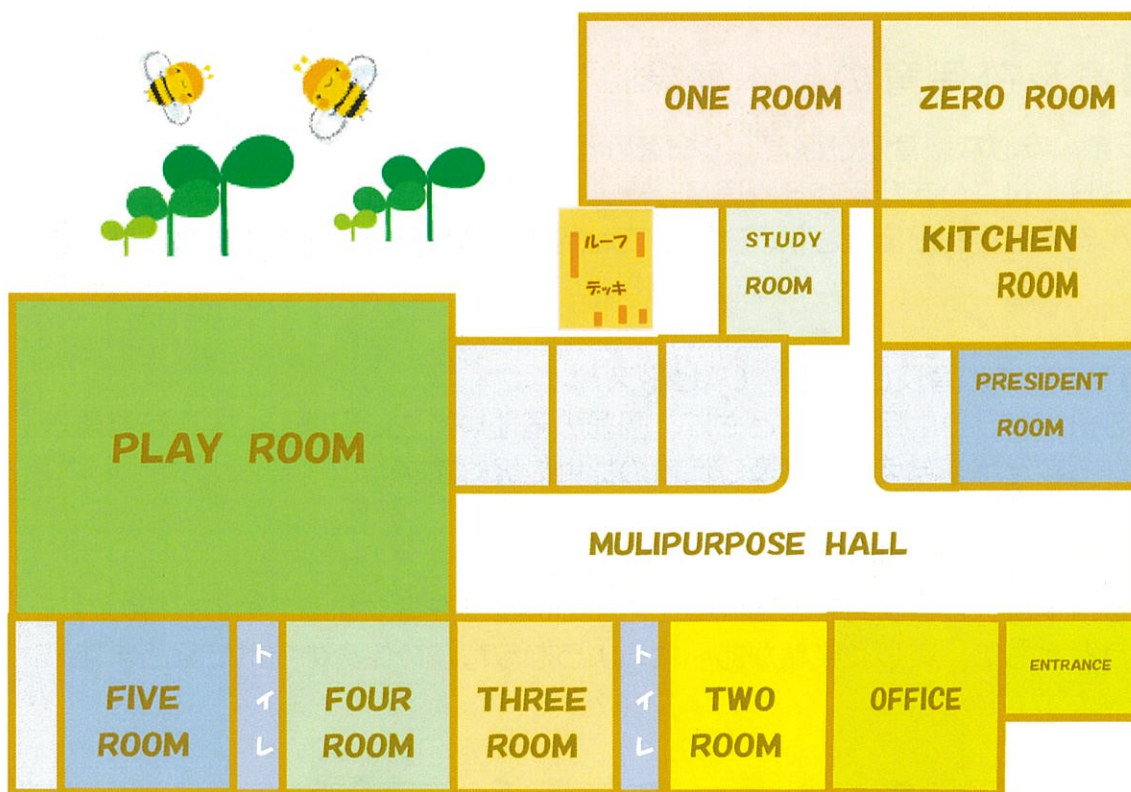


2. アクセス

※こども園の位置については、下の地図のとおり。



3. 園舎見取り図 (Floor Plan)



4. 施設の目的及び運営の方針

社会福祉法人ゆきわり会が設置する幼保連携型認定こども園SHINJO（以下「本園」という。）は義務教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される生活を通して健全な心身の発達を図りつつ、生きる力の基礎を育成するまた、義務教育及び、その後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その生活を保障するとともに保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第29号）及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第28号）その他の関係法令を遵守して運営します。

5. 法人理念

- ・命を守る
- ・ハピネス
- ・スマイル

6. 教育及び保育の基本理念

（1）安全・安心な教育及び保育（命を守る）

SHINJOを利用する園児及び保護者にとって、SHINJOは生命・身体の安全と権利が擁護され、安心して利用できる教育及び保育の提供に努めます。

（2）満足のいく教育及び保育（ハピネス）

SHINJOは保護者とともに、園児の個性や特性に配慮し、人格を尊重しながら満足感を与える教育及び保育の提供に努めます。

（3）楽しいと思える教育及び保育（スマイル）

SHINJOを利用する園児の生きる力の基礎を育成するための教育の礎を培うとともに、楽しく笑顔があふれるような教育及び保育の提供に努めます。



7. 年間の主な行事予定

【春】	入園式・お花見会・参観日・プラネタリウム・劇団鑑賞 参観日
【夏】	運動会(FIVE～THREEROOM)・夏まつり・おたのしみ会 ワラッセ見学
【秋】	運動会(ZERO～TWOROOM) 参観日・七五三参り
【冬】	お遊戯会・豆まき（節分） ひな祭り（写真撮影）・卒園式



8. 園医等

○内科

医療機関の名称	象クリニック
医師名	舘山 尚
所在地	青森市沖館 1 丁目 12-13
電話番号	017-761-5855

○歯科

医療機関の名称	おりかさ歯科クリニック
医院長名	折笠 和俊
所在地	青森市三好 1-13-7
電話番号	017-761-5533

○薬剤師

名称	株式会社青森調剤薬局センター
薬剤師名	尾崎 智子
所在地	青森市大字石江字江渡 106-81
電話番号	017-736-7388



9. 職員体制

職 種	職員数	勤務形態	職 務 の 内 容
園 長	1 人	常勤・専従	教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。
副園長	1 人	常勤・専従	園長を補佐し、円滑な管理運営を行う。
主幹 保育教諭	2 人	常勤・専従	園長・副園長を補佐し、園務を整理し園児の教育・保育を行う。
保育教諭	22 人	常勤又は非常勤・専従	園児の教育・保育を行う。
看護職員	1 人	常勤・専従	園児の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
栄養士	1 人	常勤・専従	献立管理、献立に基づく調理業務、栄養計算、帳簿管理、食育に関する活動等を行う。
調理員	3 人	常勤又は非常勤・専従	献立に基づく調理業務、給食室及び器具の清掃消毒を行う。
学校医	1 人	非常勤	園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
学校 歯科医	1 人	非常勤	園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
学校 薬剤師	1 人	非常勤	本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行う。
事務職員	1 人	常勤・兼務	本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
用務員	3 人	常勤又は非常勤・専任又は兼務	園の環境の整備その他の用務に従事する。 (通園バス・その他園児の移動を含む。)

※職員数は変動する場合がありますが、青森市が定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています

※ローテーションにより、保育教諭の勤務時間帯は異なります。その為、保護者の皆様と担任が直接お会い出来ない日もあります。連絡事項等は、キッズビューや玄関当番職員へお知らせ下さい。



10. 提供する特定教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づいて、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら、教育・保育を行います。



【保育を提供する曜日・時間・休園日】

開所している時間： 7時00分～19時00分

【1号認定こども（教育標準時間認定）】

曜 日	月曜日～金曜日
時 間	9時00分～14時00分
休 園 日	土曜・日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
	その他園長が必要と認めた日
	〈夏休み〉年間行事予定参照
	〈冬休み〉年間行事予定参照
	〈春休み〉年間行事予定参照

【2号認定子ども・3号認定子ども（保育認定）】

曜 日	月曜日～土曜日
時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時00分～18時00分（11時間）
	【保育短時間認定を受けた方】 8時00分～16時00分（8時間）
休 園 日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日） その他園長が必要と認めた日



11. 利用定員

認定 区分	ZERO ROOM (0歳児)	ONE ROOM (1歳児)	TWO ROOM (2歳児)	THREE ROOM (3歳児)	FOUR ROOM (4歳児)	FIVE ROOM (5歳児)	小計	合計
1号 認定				5人	5人	5人	15人	105名
2号 認定				15人	15人	15人	45人	
3号 認定	15人	15人	15人				45人	

12. その他の保育サービス等

項 目	対 象 者	実施する曜日・時間	その他
一時預かり	在園児 (預かり保育) (1号認定子ども)	月曜日～金曜日 07時00分～09時00分 14時00分～18時00分 土曜日 07時00分～18時00分	1時間 100円
	非在園児	月曜日～土曜日 08時00分～18時00分	1時間 200円
延長保育	在園児 (2号認定子ども・ 3号認定子ども)	月曜日～土曜日 標準時間認定子ども 18時01分～19時00分 短時間認定子ども 07時00分～07時59分 16時01分～19時00分	1時間 100円 時間の基準は、園 の玄関にある iPadとなります。
障がい児保育	障がいのある子ども	月曜日～土曜日	
乳児保育	生後43日から	月曜日～土曜日	



13. 利用料等

項 目	費 用 の 内 容	金 額	支払を受ける時期
保育料 (利用者負担)	認定を受けた時間内で行う教育・保育に係る費用	園児が居住する市町村が定める保育料	毎月末日
文房具代	お道具箱・ハサミ・クレヨン等	3,000 円程度	年少になる年度
遠足・行事参加代		行き先に応じて定める額	都度
制服代	冬服	8,500 円程度	年少になる年度
	夏服	7,000 円程度	
	冬用帽子	3,500 円程度	
	夏用帽子(任意)	5,000 円程度	
幼稚園型 一時預かり料金	一時預かりに係る費用 月～金(7時～9時・14時～18時) ※18時～19時は別途	1 時間 100 円(注1) 月極 2,000 円 ※1 時間 100 円	都度又は翌月
	長期休暇 ※18時～19時は別途	長期休暇 2,000 円 ※1 時間 100 円	
	食事代 (長期休暇及び土曜日利用に限る))	1 食 250 円 副食のみ 200 円	
一般型 一時預かり料金	一時預かりに係る費用	1 時間 200 円	都度又は翌月
	食事代	1 食 250 円 主食のみ 50 円 副食のみ 200 円	
延長保育	延長保育に係る費用	1 時間 100 円	都度又は翌月
給食食材費	1号認定子ども(注2)	主食 月額 1,000 円 副食のみ月額 4,000 円	毎月末日
	2号認定子ども	主食 月額 1,000 円 副食のみ月額 4,500 円	
英会話 (希望者)	ECC ジュニア講師が来園し、 STUDY ROOM にて行います。	3 歳児月額 6,600 円程度 教材費年 16,760 円程度	毎月末日
		4・5 歳児月額 7,700 円程度 教材費年間 21,900 円程度	
スイミング (希望者)	ヤクルトスイミングスクールへ引率し、行います。	月額 4,000 円程度	毎月末日
スポーツ教室 (希望者)	こどもスポーツ塾 MATSURI 講師が来園し、PLAY ROOM にて行います。	月額 3,000 円程度	毎月末日
ピアノ教室 (希望者)	松山ピアノ教室講師が来園し、STUDY ROOM にて行います。	月額 5,000 円程度	毎月末日

項 目	費 用 の 内 容	金 額	支払を受ける時期
通園バス	通園バス利用代金	月額 2,800 円（往復）	毎月末日
		月額 1,400 円（片道）	
絵本代	年間購読絵本	月額 400 円～500 円	毎月 20 日
連絡帳	園からの連絡事項等の記載	200 円から 250 円程度	随時

（注 1） 居住する市町村の法定代理受領を受けた場合は、当該受領額を控除した額

（注 2） 給食食材費の副食については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

※主食費については希望者のみとし、希望しない方は主食を持参して頂きます。また、主食持参を忘れた際には主食代 50 円を徴収し、主食を提供します。

※本園の事情により休園・登園自粛になった際は保育料に関しては市の定めに従い、給食費に関しては 1 食 250 円、副食のみ 200 円、通園バス利用は片道 60 円を日割り計算し月額金額より差し引きます。



14. 利用の開始及び終了等に関する事項

（1）利用の開始

- ・本園の利用開始にあたり、1 号認定子どもについては保護者のかたが入園願書を記入の上、直接本園に申し込みをして下さい。定員の総数を超える場合については、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 6 条第 1 項の規定により、申し込みを受けた順序により決定いたします。
- ・2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの利用については、青森市の行う利用調整の結果に依るものとします。
- ・1 号、2 号、3 号認定こどもの利用を開始する時は「利用契約書」をもって契約を交わす事といたします。

（2）退園・転園

- ・退園・転園しようとする子どもの保護者は、遅くとも退園日 1 カ月前までに園長に願い出るものとします。
- ・休園しようとする子どもの保護者は、事前にお知らせ下さい。

（3）利用の終了

- ・1 号認定子ども及び 2 号認定子どもが小学校就学の時期に達したとき。

- ・ 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当しなくなったとき。
- ・ その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。
- ・ 保育料の未納が2ヵ月以上あったとき。

15. 入園に当たって



ZERO・ONE ROOM

月齢による発達の差が顕著なため、お子様それぞれのリズムを大切に、保護者の方とご相談しながら一人一人に配慮し「食事」「睡眠」「遊び」を生活の中心に、保育者と深く関わりながら、ゆったりと安定した生活を重視します。

TWO ROOM

生活に必要な事項（食事・排泄・睡眠・着脱・衛生など）について、お子様自身のやりたいと思う行動を大切にしながら、ゆったりと時間をかけ、自然に身の回りの自立ができるよう配慮します。

お子様の生活が安定し、活動が豊かになるような環境の構成、自発的、意欲的に関わられるよう、お子様の主体的な活動を大切に、充実した毎日が過ごせるよう配慮しております。

THREE・FOUR・FIVE ROOM

遊びは子どものごはんです。遊びを通して様々な心に出会い豊かな感性を育みます。その心に寄り添いながら、見守りながら、環境を整えていきます。

また、子どものもつ可能性の出会いと豊かな経験が出来るように外部講師による学習も整備していきます。



16. 一日の流れ

年 齢	3歳から5歳			0歳から2歳		
時 間	1号認定	2号認定		3号認定		
認定区分	教育標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
07:00 08:00 09:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00	開 園					
	預かり保育	登園・あそび	延長保育	登園	延長保育	
	登園・あそび		登園・あそび	視診 あそび	登園 視診・あそび	
	あさのかい クラス活動 (教育・保育)			おやつ		
	給 食			保育活動		
				給 食		
	クラス活動 (教育・保育) かえりのかい			あそび		
	あそび	課外授業 (希望者)	午 睡	午 睡		
	降園	課外授業 (希望者)				
	預かり保育		おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
			あそび	あそび	あそび	あそび
				降 園 延長保育		降 園 延長保育
			降園 延長保育	降園 延長保育		
	閉 園					

17. 準備して頂きたいもの

○1・2号認定子ども

- ・通園カバン
- ・主食（食べられる量をお持ち下さい）
※ 量については保育教諭に相談して下さい
- ・給食セット（箸・おしぼり）
- ・着替え一式（2組ずつ） ……持ち帰った分の補充をお願いします
- ・ポリ袋 ……汚れ物を入れて持ち帰ります
- ・歯ブラシ(5歳児)
- ・コップ・コップ入れ用巾着
- ・午睡用バスタオル
- ・中ズック：白バレージューズ(3歳児から)
- ・おたよりケース
- ・外靴（園庭用）

○3号認定子ども

- ・通園カバン
- ・給食用エプロン
- ・着替え一式（2組ずつ） ……持ち帰った分の補充をお願いします
- ・ポリ袋 ……汚れ物を入れて持ち帰ります
- ・紙おむつ（ストック分も含む）
- ・おしり拭き
- ・おたよりケース
- ・午睡用バスタオル（乳児は2枚）
- ・外靴（園庭用）



※子どもの持ち物には、全て記名をお願いします。



18. 登降園について

- 教育・保育内容の充実した活動を行う為、**9時30分までに登園**しましょう。
9時30分を過ぎる場合は、ご連絡下さい。
- 登降園の際は、玄関にあるiPadで必ずQRコード認証による登降園登録をお願いします。忘れたり、紛失した際はお知らせ下さい。
- **欠席の連絡は8時00分まで**にお願いします。
- 玄関での「密」を避ける為、お迎えの時間が予めわかっている際は、キッズビューにてお知らせ下さい。お迎えの時間が急遽変更となる場合は、電話にてお知らせ下さい。
- いつもと違う方がお迎えに来る際は、事前にキッズビューにてお知らせ下さい。
また、急遽お迎えに来る方が変わる際は、電話にてお知らせ下さい。
- 保護者が休日の時は、お子様とゆったりと深く関わる時間を設けるようにしましょう。
- 予防接種を受けた後は、24時間以内に副反応（息苦しさや蕁麻疹、咳等）
発現されやすい事と、激しい運動も避けるようにとされています。その為、
予防接種後の登園は出来ません。

19. 駐車場利用についてのお願い

- 駐車場を利用する場合は、**出庫車を優先**とし、譲り合いながら利用して下さい。
- いかなる場合でも、**車は必ず駐車場に停める**ようにし、路上駐車はしないで下さい。
- 駐車スペースには、スムーズな出庫と出庫時の安全確認の為、**バック駐車**にご協力下さい。
- **駐車場内及び路上でのいかなる事故等に関しては、本園では保障致しかねますので、細心の注意をもって運転して下さい。**
- 駐車場では、**必ずお子様と手を繋いで歩いて**下さい。
- 自家用車から離れる際は、必ずカギをかけ、貴重品は身に付けるようにして下さい。



20. 通園バスの利用について

- ・通園バスは満3歳以上を対象とし、事前に「通園バス利用・変更申込書」を提出して頂いてからの利用開始となります。
- ・毎月「通園バス利用予定表」を園に提出して頂きます。
- ・当日の変更に関しては、午前8時までには電話にてお知らせ下さい。

21. お持ち帰りについて

- ・毎日コップを持ち帰ります。(年長児は歯ブラシも持ち帰ります)
- ・汚れ物の確認をし、翌日の補充をお願いします。
- ・毎週金曜日に、午睡用のバスタオルを持ち帰ります。

22. 給食について

- ・乳幼児期の給食は生涯の味覚・身体づくりに影響する為、とても大切です。当園では、さまざまな食品から摂取出来るよう配慮し、和食を中心にバラエティー豊かなメニュー作りを心掛けています。また、新作メニューも取り組み子ども達が毎日楽しみにしてもらえるように工夫しています。おやつは手作りおやつを中心に菓子も無添加の物を多く提供しています。
- ・**THREE ROOM(3歳児)から主食を用意**して頂きます。主食はお子様が食べられる量にして下さい。主食が必要となる日は毎月の献立表に記載されておりますので、ご確認下さい。また、弁当にご飯を詰める際は冷めてから蓋を閉めて下さい。
- ・**お子様にアレルギーがある場合は、「食物アレルギー調査票」を提出**して頂きます。

23. お薬について

- ・投薬については、園に通園していることを医師に告げ、1日2回の内服に変更し処方してもらうよう依頼して下さい。やむを得ず薬を持参される場合は、「お薬依頼書」に必要事項を記入し「薬剤情報提供書」と一緒に提出して頂きます。
※市販のお薬はお預かり出来ません。
- ・薬は1回分のみのお預かりとなります。
- ・薬の容器や袋に**必ず記名**をお願いします。
- ・診察後、初めての服用となるものはお断りします。
- ・ホクナリンテープを貼って登園する場合は、必ず記名をお願いします。また、「お薬依頼書」「薬剤情報提供書」も必要となります。
剥がれて紛失してしまった場合は、園では責任を負いかねます。



24. その他の活動

えいごのじかん

英語講師が月 3 回全 ROOM を回り簡単な英語の単語や歌を教えてください。

まなびタイム

学研エデュケーショナル教室講師が年 24 回 5 歳児に対して「ことば・もじ」「かず」「ちえ」について教えてください。系統立てたカリキュラムを経験することで、小学校入学への期待を広げ自信をつけていきます。

育児講座

育児講座では、栄養士が給食のメニューやおやつの中から子ども達が大好きな献立を選び、調理し、試食をします。(園内の感染状況による)

こども園で遊ぼう

年に数回(午前)入園をされていないお子様と、保護者の方を対象に園で行っている季節の遊びや製作遊びをします。また、同じ年代の園児との交流も活動の中に取り入れていきます。こども園での生活を体験しながら、参加の保護者の方の子育てについての悩みなども保育教諭が伺います。

25. 感染症や病気等について

- ・本園は、感染症が蔓延しないよう、必要な対策を行っております。
- ・感染症の診断を受けた後に登園される場合は、かかりつけ医師の許可を得るか、厚生労働省が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」の登園停止期間を経過した後とします。
- ・37.5℃以上ある場合は登園出来ません。また、保育中に 37.5℃以上ある場合は保護者へ連絡させていただきますので、お迎えにご協力下さい。
- ・解熱後、24 時間以上(解熱剤を使用していない状態で)経過していない場合は登園出来ません。また、前日の午前 9 時 30 分以降に 37.5℃以上あった場合は、登園出来ませんのでご協力下さい。
- ・嘔吐が衣服に付着した場合は、洗わずにお返しいたします(下痢の場合も同様)。
- ・嘔吐や下痢が 24 時間以内に 2 回以上あった場合は、脱水症等が考えられる為、登園出来ません。
- ・少しでも体調の悪い時は、キッズビューにて必ずお伝え下さい。
- ・とびひ、水いぼ等の感染するものは患部が出ないように、すべてガーゼで覆って登園して下さい。



感 染 症 登 園 基 準

主治医の診断を受けてから登園してください。

認定こども園SHINJO

	病 名	潜伏期間	感染可能期間	主な症状	登園基準
1	インフルエンザ	1～2日	感染後約10日	発熱、全身倦怠・筋肉痛、鼻カタル、咽頭痛、咳	発症後5日を経過し、かつ熱が下がった後3日経過するまで
2	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症) (小型ウイルス・SRSV)	12時間～48時間	症状のある期間が主なウイルス排出期間	嘔吐、腹痛、下痢、発熱	嘔吐、下痢等の症状が全て治まり、普段の食事ができるようになったとき
3	乳児嘔吐下痢症 (ロタウイルスによるもの)	1～3日	症状のある期間が主なウイルス排出期間	嘔気/嘔吐、下痢(乳幼児は黄色より白色調であることが多い)発熱	嘔吐、下痢等の症状が全て治まり、普段の食事ができるようになったとき
4	溶連菌感染症	2～4日	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	発熱、咽頭痛、嘔吐、痒みのある粟粒大の発疹が出現する、感染後数週間してリウマチ熱や急性糸球体腎炎を合併する事もある	抗菌内服薬後24～48時間経過していること、ただし治療の継続は必要。また、主治医、園医が登園しても差し支えないと認めたとき
5	手足口病	2～7日	唾液へのウイルス排出は1週間、糞便は発症から数週間持続する	水泡性の発疹が口腔粘膜及び四肢末端に現れる、軽度の発熱まれに脳炎を伴った重症になる	発熱がなく解熱後1日以上経過し普段の食事ができること
6	ヘルパンギーナ	2～7日	唾液へのウイルス排出は1週間、糞便は発症から数週間持続する	高熱、咽頭痛、口蓋垂付近に水泡疹や潰瘍形成	発熱がなく解熱後1日以上経過し普段の食事ができること
7	おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	12～25日	明らかな症状を示す7日まえからその後9日続く	発熱、耳下腺、舌下腺、顎下線の腫脹及び圧痛	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
8	ヘルペス性歯肉口内炎 (単純ヘルペス感染症)	2日～2週間	水泡を形成している間	歯肉口内炎、口周囲の水泡	発熱がなく、よだれが止まり普段の食事ができること
9	りんご病(伝染性紅斑)	4～14日 (～21日)	かぜ症状発現から顔に発疹が出現するまで	軽い風邪症状を示した後、頬が赤くなったり手足に網目状の紅斑が出現する	発疹が出現した頃はすでに感染力が消失しているので、全身状態が良いこと
10	水ぼうそう(水痘)	10～21日	発疹出現1～2日前からすべての発疹が痂皮化するまで	体幹から全身に発疹、紅斑点から丘疹状→水泡→痂皮	すべての発疹が痂皮(かさぶた)するまで
11	とびひ (伝染性膿痂疹・皮膚化膿症)	2～10日	効果的治療開始後24時間まで	湿疹や虫刺され後を掻いた部分に細菌感染を起こしびらんや水泡病変を形成する	皮膚が乾燥しているか、湿润部位が覆うことが出来る程度のものであること
12	流行性角結膜炎(はやり目)	2～14日	発症後2週間	流涙、結膜充血、眼脂、耳前リンパ節の腫脹と圧縮角膜に傷が残ると、後遺症として視力障害を残す可能性がある	医師において感染の恐れがないと認められるまで(症状が消失してから)

13	プール熱(咽頭結膜炎)	2～14日	咽頭から2週間、糞便から数週間排出される	39℃前後の発熱、咽頭炎(咽頭発赤、咽頭通)頭痛、食欲不振3～7日続く。結膜炎	主な症状(発熱、咽頭発赤、目の充血)が消失してから2日を経過するまで
14	突発性発疹	約10日	感染力は弱い、発熱中は感染力がある	38℃以上の高熱、(生まれて初めての発熱であることが多い)が3～4日間続いた後、解熱と共に体幹部を中心に鮮紅色の発疹が出現する	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
15	三日はしか(風疹)	14～23日	発疹出現の前7日間から発疹出現後7日間まで	種々の発疹、軽熱、リンパ腺腫大	発疹が消失するまで
16	百日咳	5～12日	関が出現してから2週間以内	感冒様症状から始まる、1～2週で特異な咳発作になる	特異な咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了
17	はしか(麻疹)	8～12日	発熱出現1～2日前から発疹出現後4日間	38℃以上の高熱、咳、鼻汁、結膜充血、目やに、コプリック斑(小斑点)頬粘膜に出る	解熱した後3日を経過するまで(病状により感染力が強いと認められた時は長期に及ぶ時もある)
18	水いぼ(伝染性軟属腫)	2～7週間時に6カ月まで		直径1～3ミリの半球状の丘疹	掻き壊し傷から滲出液が出ている時は被覆(覆う)すること
19	急性出血性結膜炎	1～3日	ウイルス排出は呼吸器から1～2週間、便からは数週間から数カ月	急性結膜炎で結膜出血が特徴	医師において感染の恐れが無いと認められるまで
20	マイコプラズマ肺炎(うつる肺炎)	2～3週間(1～4週間)	臨床状態発見時がピーク、その後、4～6週間続く	咳、発熱、頭痛、しつこい咳が3～4週間持続する事もある	発熱や激しい咳が治まっている事(症状が改善し、全身状態が良い)
21	腸管出血性大腸菌感染症(O 157)	1～4日	便中に菌が排泄されている間	激しい頭痛、頻回の水様便、血便、軽度の発熱	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間を空けて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認された時
22	RSウイルス	2～8日	通常3～8日間(乳児では3～4週間)	発熱、鼻汁、咳、呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
23	新型コロナウイルス感染症	1日～3日	感染から10日間	発熱、咽頭痛、咳、鼻水、倦怠感、筋肉痛、嘔吐、下痢症状	発症日を0日とし5日間経過後

26. 非常災害時の対策・防犯対策について

避難訓練等	災害及び不審者を想定した訓練を年 10 回実施します。 地域の防災訓練に参加しています。 防災会社立ち合いの総合訓練を年 2 回実施します。
防災設備	自動火災報知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	防犯カメラ等を備えています。

27. 避難場所について

避難場所	第 1 避難場所：グループホーム「げんごろう」駐車場 第 2 避難場所：法人本部「WAKO」
------	---

28. 賠償責任保険の加入状況について

保険の種類	ほいくのほけん
保険の内容	園賠償責任保険・園児団体傷害保険
保証額	全私保連保険金支払指針に基づく

29. 個人情報の保護について

- ・本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報の規定を定めており、これに従って世帯所得及びこれに基づく毎月の保育料に関する情報等の個人情報を厳重に管理します。
- ・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供する事はありません。

30. 変更届について

- ・保護者等の就業先や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、速やかに園までご連絡下さい。

31. ホームページについて

- ・本園はホームページ等で情報公開をしております。（www.shinjou-kids.com）
その際、お子様の写真が載る場合があります。（個人情報使用同意書を提出して頂いております。）
- ・ホームページ上にこども園 SHINJO 資料として、子どもの写真が載る事もあります。掲載した写真は閲覧以外での使用はご遠慮下さい。

32. 写真の注文について

- ・本園では、インターネット写真販売システム「みんなのおもいで.com」を取り入れています。園行事の写真や保育教諭が撮影した写真を保護者が直接インターネットから選び、購入して頂くシステムです。是非、ご利用ください。

33. 一斉メールについて

- ・本園では、一斉通知システム「@コールサービス」を取り入れています。緊急時対応や園からのお知らせや情報等をメールでお知らせしますので、登録のご協力をお願いします。

34. 児童虐待防止のための措置について

- ・園では児童虐待について、責任者を設置し必要な体制の整備を行うとともに職員研修を行っております。気になることがありましたらご相談下さい。

35. 緊急等における対応方法について

- ・本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・教育・保育の提供により事故が発生した場合は、青森市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- ・園児の引き渡しについては、原則として保護者又は、保護者に代わる家族の方に直接行いますが、災害等発生時には、状況に応じてあらかじめ指定した方法により行います。
- ・保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って対応しますので、あらかじめご了承ください。

36. 苦情・要望等解決について

- ・苦情・要望については、「ゆきわり会福祉等サービス苦情解決実施規程」に基づき、入園児童の処遇に係る入園児童本人及びその保護者からの要望等に適切に対応し、円滑・円満な解決を図ります。「苦情・要望等解決フロー」は、次ページを参照ください。
- ・園で気になることがございましたら、まずお話しください。
(お手紙でも何でも結構です。)

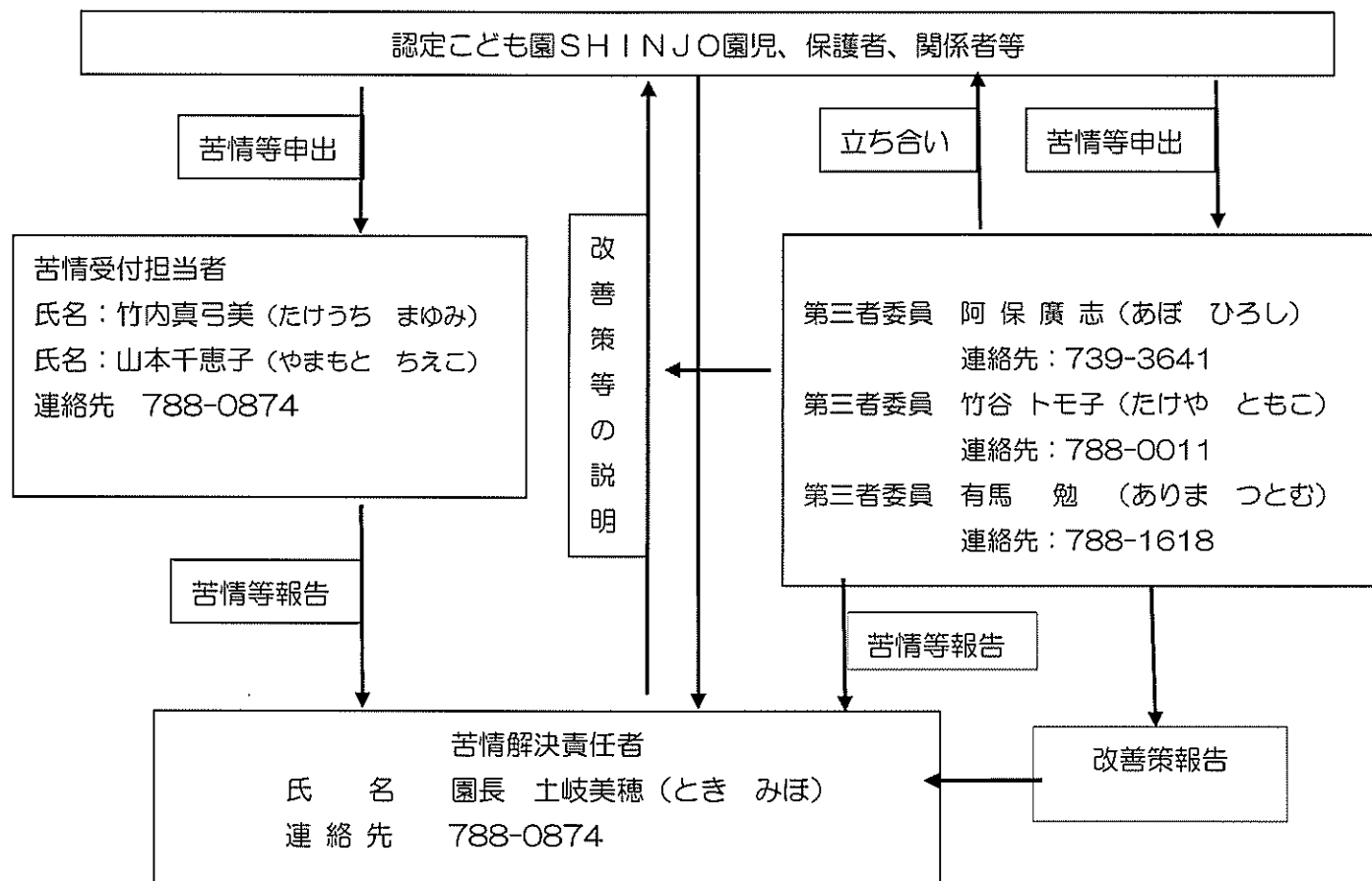
社会福祉法第82条に基づき、園児及びその保護者等からの要望に適切に対処するとともに、

より質の高い教育・保育・福祉等サービスを提供するために、次のような苦情・要望等を解決する職と仕組みを設けています。

ご意見やご要望は、日常的にできる限り直接の担当者等とお話し合いいただきたいと思いますが、納得がいけない場合もあるかと思しますので、そのような場合は、この制度のご活用をいただくようご紹介いたします。

なお、苦情の申出は、園の苦情受付担当者が受け付けますが、第三者委員の方も要望等の受付や相談に応じますので、直接、第三者委員に申出を行って下さってもかまいません。

《認定こども園SHINJO：苦情相談・要望等解決フロー図》



この他に、当園での苦情・要望等処理で納得がいけない場合は、青森県社会福祉協議会の中に次のような組織があり、苦情・要望等の受付をしておりますのでご利用下さい。

「青森県運営適正化委員会(福祉サービス相談センター)」

住 所 〒030-0822

青森市中央3丁目20番30号 県民プラザ2階

青森県社会福祉協議会内

電話 017-731-3039 (直通) F A X 017-731-3098

私は、本書面に基づいて「認定こども園 SHINJO」 園長 土岐美穂 から
本重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

園児 氏名 _____

保護者 住所 〒 _____

連絡先 () _____

氏名 _____ 印 _____
(続柄:)

当園は、園児 _____ 様に対する教育・保育サービスの提供にあたり、上
記のとおり重要事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者 住所 青森市石江二丁目8番地2

名称 社会福祉法人 ゆきわり会

理事長 関 良 印

説明者 園 長 土 岐 美 穂 印